

## 高等学校施設整備指針改訂（H28.3） 新旧対照表

凡例： 下線部分 は改訂部分を示す

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p><b>はじめに</b></p> <p>「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。</p> <p><u>これまでの</u>「高等学校施設整備指針」は、平成6年に策定し、その後、特色ある高等学校づくりの推進や生徒の主体的な学習活動の支援、情報化や国際化の進展等に対応するとともに、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する規定を見直し、平成16年1月に全面的に改正している。また、平成19年7月の改正では、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方を示し、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述を充実させ、その後、平成21年3月の改正では、学校施設を巡る事故が後を絶えない状況を踏まえ、事故防止対策に関する記述を充実させている。</p> <p><u>さらに、平成23年3月の改正では、生徒の個性化・多様化、高等学校学習指導要領の改訂、社会環境の変化等への対応を踏まえ、自発的な学習を促すための空間等の充実、理数教育の充実のための記述、キャリア教育・職業教育の充実のための記述などを充実させている。</u></p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。</p> <p>「高等学校施設整備指針」については、平成6年に作成し、その後、特色ある高等学校づくりの推進や生徒の主体的な学習活動の支援、情報化や国際化の進展等に対応するとともに、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する記述を追加するため、平成16年1月に全面的に改訂している。また、平成19年7月には、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実しており、平成21年3月には、学校施設の事故防止対策に関する記述を充実している。</p> <p><u>最近では、自発的な学習を促すための空間等や、理数教育の充実、キャリア教育・職業教育の充実への対応など学習指導要領の改訂や社会的状況の変化を踏まえ、平成23年3月に全面的に改訂している。また、平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の津波対策及び</u></p>	<p><b>【複合化等】</b></p> <p>今回の改訂内容に対応した内容に修正。</p>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>今般の改正では、東日本大震災において顕在化した課題や、学校施設に係る新たな課題に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における審議を経て、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実させている。</p> <p>既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「高等学校施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、生徒の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 学校施設整備の基本的方針</b> (略)</p> <p><b>第2節 学校施設整備の課題への対応</b></p> <p>第1 特色ある高等学校づくりを推進するための施設整備 (略)</p> <p>第2 生徒の主体的な学習活動を支援する施設整備 (略)</p> <p>第3 情報化や国際化の進展に対応できる施設整備</p>	<p>避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実している。</p> <p>今般の改訂(平成28年3月)では、学校施設を取り巻く今日的課題に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における検討を経て、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述を充実している。</p> <p>既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「高等学校施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、生徒の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 学校施設整備の基本的方針</b> (略)</p> <p><b>第2節 学校施設整備の課題への対応</b></p> <p>第1 特色ある高等学校づくりを推進するための施設整備 (略)</p> <p>第2 生徒の主体的な学習活動を支援する施設整備 (略)</p> <p>第3 情報化や国際化の進展に対応できる施設整備</p>	

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>1 (略)</p> <p>2 情報環境の充実</p> <p>(1) 生徒の主体的な活動や自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会にふさわしい<u>学校環境をつくる</u>ため、情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクト等の情報機器の導入について、適切な安全管理措置を取りつつ積極的に計画することが重要である。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 安全でゆとりと潤いのある施設整備</p> <p>1～3(略)</p> <p>4 安全・防犯への対応</p> <p>(1) 生徒の安全確保を図るため、学校内にある<u>すべての</u>施設・設備について、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい<u>学校施設づくり</u>を推進することが重要である。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>5～7(略)</p> <p>第5 地域と連携した施設整備</p> <p>1 学校・家庭・地域の連携協力</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>地域住民等のボランティア活動による学校の教育活動を支援する取組や保護者・地域住民等が学校運営を支援する取組など学校における活動への地域の協力を促すための諸室</u>についても計画することが重要である。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 情報環境の充実</p> <p>(1) 生徒の主体的な活動や自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会にふさわしい<u>教育環境を整備する</u>ため、情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクト等の情報機器の導入について、適切な安全管理措置を取りつつ積極的に計画することが重要である。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 安全でゆとりと潤いのある施設整備</p> <p>1～3(略)</p> <p>4 安全・防犯への対応</p> <p>(1) 生徒の安全確保を図るため、学校内にある<u>全ての</u>施設・設備について、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい<u>施設づくり</u>を推進することが重要である。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>5～7(略)</p> <p>第5 地域と連携した施設整備</p> <p>1 学校・家庭・地域の連携協力</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取組(コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等)など、学校と地域の連携・協働のための諸室</u>についても計画することが重要である。</p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「学校環境をつくる」→「教育環境を整備する」</p> <p>【用語の整理】</p> <p>・「すべて」→「全て」に修正。</p> <p>【用語の整理】</p> <p>・「学校施設づくり」→「施設づくり」に修正。</p> <p>【複合化】</p> <p>・学校と地域の連携・協働に関する計画について記載を充実</p>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 学校開放のための施設・環境 (略)</p> <p>3 複合化への対応</p> <p>(1) 社会教育施設や高齢者福祉施設等の他施設との複合化について計画する場合は、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。また、地域の避難所等としての機能を計画する場合は、学校施設における生徒の防災意識の向上に寄与し、学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</p> <p>(2) 多様な利用者を考慮し、防犯対策等の安全管理、バリアフリーに配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新規)</p> <p><b>第3節 学校施設整備の基本的留意事項</b></p> <p>1 総合的・長期的な視点からの計画の策定 (新規)</p>	<p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 学校開放のための施設環境 (略)</p> <p>3 複合化への対応</p> <p>(1) 公共施設等(社会教育施設, 社会体育施設, 児童福祉施設, 老人福祉施設等)の他施設との複合化について計画する場合は、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。また、生徒と高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。</p> <p>(2) 地域の避難所等としての機能を計画する場合は、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策の実施とともに、景観や町並みにも配慮することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)より効果的・効率的な施設整備の手法として、公民連携による整備手法等を検討することも有効である。</p> <p><b>第3節 学校施設整備の基本的留意事項</b></p> <p>1 総合的・長期的な視点からの計画の策定</p> <p>(1) 域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画の策定 学校施設整備の諸課題に対応するため、中・長期的に目指すべき学校施設像を示し、その上で域内の学校施設の実態を把握し、地域における学校施設の役割等も考慮した上で、中・長期的な学校施設整備方針・計画(長寿命化計画等)を策定することが重要である。</p>	<p>【用語の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「施設・環境」→「施設環境」に修正。</li> </ul> <p>【複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の整理</li> <li>・生徒と幼児や高齢者など多様な世代との交流について記載</li> </ul> <p>※現行の文中5行目「地域の」以降は(2)において記載。</p> <p>【複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化に資するユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策について記載</li> </ul> <p>【複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的・効率的な施設整備について記載</li> </ul> <p>【複合化・長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・域内の長寿命化計画を含む中・長期的な学校施設整備方針・計画の策定の必要性について記載</li> </ul>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p><b>(1) 地域の高等学校施設整備計画や文教施設整備計画等との整合</b>  当該地域における中・長期の高等学校施設整備計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した施設計画を策定することが重要である。</p> <p><b>(2) (略)</b></p> <p><b>(3) 高等学校教育改革や再編整備計画との整合</b>  高等学校教育の今後の方向や生徒数の減少、当該地域の実情等に応じて策定されている高等学校教育改革や再編整備を内容とする計画を踏まえ、各高等学校について中長期的な施設整備計画を策定することが重要である。</p> <p><b>(4) 総合的な視野からの計画策定</b></p> <p>① (略)</p> <p>② 増築、改築、改修等の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画し、これに基づき、計画的に実施することが重要である。</p> <p>③ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設機能の設定</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><b>(9) 学校間連携及び地域の諸施設との有機的な連携</b></p> <p>① ～③ (略)</p> <p>④ 学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、社会教育施設や高齢者福祉施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高</p>	<p><b>(2) 域内の学校施設整備方針・計画等との整合</b>  域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した施設計画を策定することが重要である。</p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p><b>(4) 高等学校教育改革や再編整備計画との整合</b>  高等学校教育の今後の方向や生徒数の減少、当該地域の実情等に応じて策定されている高等学校教育改革や再編整備を内容とする計画を踏まえ、各高等学校について中・長期的な施設整備計画を策定することが重要である。</p> <p><b>(5) 総合的な視野からの計画策定</b></p> <p>① (略)</p> <p>② 増築、改築、改修等の場合においても、中・長期的な学校施設整備方針・計画、新たな課題への対応を踏まえ、計画的に実施することが重要である。</p> <p>③ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設機能の設定</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><b>(9) 学校間連携及び地域の諸施設との有機的な連携</b></p> <p>① ～③ (略)</p> <p>④ 学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、公共施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機</p>	<p>※改訂後の(2)～(5)については、(1)の域内の全体計画に関する記載に対して、個別計画であることを明確化するための修正。</p> <p><b>【複合化】</b>  ・用語の整理</p>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</p> <p>(10) (略)</p> <p>4 計画的な整備の実施</p> <p>(1) 計画プロセスの重視</p> <p>① ～③ (略)</p> <p>④ 完成後には施設に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>① 特色ある学習内容や教育方法等を反映し、地域と連携した学校運営が行われるよう、<u>当該学校施設の整備に係る教職員や生徒等利用者を含む関係者の間で、企画の段階から十分な意見交換の場と機会を設け、理解と合意の形成に努める</u>ことが重要である。その際、学校建築や情報システムの専門家その他の学識経験者の協力を求めることも有効である。</p> <p>また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。</p> <p>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</p> <p>(10) (略)</p> <p>4 計画的な整備の実施</p> <p>(1) 計画プロセスの重視</p> <p>① ～③ (略)</p> <p>④ 完成後には施設の状態、教育内容・教育方法への<u>適応状況等</u>に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>① 特色ある学習内容や教育方法等を反映し、地域と連携した学校運営が行われるよう、<u>企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し理解と協力を得ながら総合的に計画すること</u>が重要である。その際、学校建築や情報システムの専門家その他の学識経験者の協力を求めることも有効である。</p> <p><u>② より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画の段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後においても継続的</u></p>	<p>備考</p> <p><b>【長寿命化】</b></p> <p>・既存学校施設の有効活用について記載を充実</p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくことについて記載を充実</p> <p>※<u>現行の文中8行目「また、」以降は②において記載。</u></p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・企画の段階から、学校施設の運営方法等を検討しておくことについて記載</p>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>② (略) (4) (略)</p> <p><b>第2章 施設計画</b></p> <p><b>第1節 校地計画</b> 第1 校地環境 (略) 第2 周辺環境 (略) 第3 通学環境 (略)</p> <p><b>第2節 配置計画</b> 第1 全体配置 1 (略) 2 配置構成 (1)～(6) (略) (7) <u>他の文教施設との複合化</u>を計画する場合は、施設間の相互利用・共同利用や管理運営が円滑に行われるよう各施設を<u>適切に配置</u>することが重要である。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p><u>に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。</u> <u>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</u></p> <p>③ (略) (4) (略)</p> <p><b>第2章 施設計画</b></p> <p><b>第1節 校地計画</b> 第1 校地環境 (略) 第2 周辺環境 (略) 第3 通学環境 (略)</p> <p><b>第2節 配置計画</b> 第1 全体配置 1 (略) 2 配置構成 (1)～(6) (略) (7) <u>公共施設等との複合化</u>について計画する場合には、<u>それぞれの施設の活動が支障なく行われ、かつ、施設間での相互利用・共同利用や管理運営が円滑に行われるよう、その敷地条件、施設種類、施設規模、利用形態等に留意して各施設の専用部分及び共同利用部分の配置を計画</u>することが重要である。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p><b>【複合化】</b> ・公共施設等との複合化の配置計画について記載</p>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>第2 校舎・屋内運動施設</p> <p>1 建物位置</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 独立棟の講堂・ホールや部室, セミナーハウス, 寄宿舎, 同窓会館等の施設は, 全体配置構成の中で, 施設機能を十分生かすことのできる配置とすることが重要である。なお, 寄宿舎は, 学習と生活との分離又は連携など, その位置づけを十分検討し, 適切に配置することが重要である。</p> <p>(8) 社会教育施設や高齢者福祉施設等の他施設との複合化について計画する場合は, 地域住民との交流が円滑かつ効果的に展開できるよう地域住民等の利用の動線や, 住民等との交流の場について考慮し, 建物の位置を計画することが重要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 屋外運動施設 (略)</p> <p>第4 屋外教育環境施設等 (略)</p> <p>第5 その他の施設 (略)</p> <p><b>第3章 平面計画</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 社会教育施設や高齢者福祉施設等の他施設との複</p>	<p>第2 校舎・屋内運動施設</p> <p>1 建物位置</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 独立棟の講堂・ホールや部室, セミナーハウス, 寄宿舎, 同窓会館等の施設は, 全体配置構成の中で, 施設機能を十分生かすことのできる配置とすることが重要である。なお, 寄宿舎は, 学習と生活との分離又は連携など, その位置付けを十分検討し, 適切に配置することが重要である。</p> <p>(8) 公共施設等の他施設との複合化について計画する場合には, 地域住民との交流が円滑かつ効果的に展開できるよう地域住民等の利用の動線や, 住民等との交流の場について考慮し, 建物の位置を計画することが重要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 屋外運動施設 (略)</p> <p>第4 屋外教育環境施設等 (略)</p> <p>第5 その他の施設 (略)</p> <p><b>第3章 平面計画</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 公共施設等の他施設との複合化について計画する</p>	<p>【用語の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「位置づけ」→「位置付け」に修正</li> </ul> <p>【複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の整理</li> </ul> <p>【複合化】</p>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>合化を計画する際には、地域住民等との交流を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(19) (略)</p> <p><b>2 動線等</b></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>社会教育施設や高齢者福祉施設等の他施設との複合化</u>について計画する場合は、地域住民等の利便性と学校との交流、運営管理上の機能を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(10) (略)</p> <p>第2 学習関係諸室 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設 (略)</p> <p>第4 生活・交流空間 (略)</p> <p>第5 共通空間 (略)</p> <p>第6 学校間連携・学校開放のための空間 (略)</p> <p>第7 管理関係室 (略)</p> <p><b>第4章 各室計画</b></p> <p>第1 基本的事項 1～5 (略)</p>	<p><u>場合</u>には、地域住民等との交流を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(19) (略)</p> <p><b>2 動線等</b></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>公共施設等の他施設との複合化</u>について計画する<u>場合</u>には、地域住民等の利便性と学校との交流、運営管理上の機能を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(10) (略)</p> <p>第2 学習関係諸室 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設 (略)</p> <p>第4 生活・交流空間 (略)</p> <p>第5 共通空間 (略)</p> <p>第6 学校間連携・学校開放のための空間 (略)</p> <p>第7 管理関係室 (略)</p> <p><b>第4章 各室計画</b></p> <p>第1 基本的事項 1～5 (略)</p>	<p>・用語の整理</p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・用語の整理</p>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>6 複合化・高層化への対応</p> <p>(1) 社会教育施設や高齢者福祉施設等の他施設との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第2 学習関係諸室 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設等 (略)</p> <p>第4 生活・交流空間 (略)</p> <p>第5 共通空間</p> <p>1 昇降口、玄関等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 車椅子を利用した移動に支障のない<u>適当</u>な面積、形状等とし、障害のある生徒、教職員及び学校開放時の高齢者、<u>身体</u>障害者等の利用に支障のないようにすることが重要である。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6 学校間連携・学校開放のための空間 (略)</p> <p>第7 管理関係室</p> <p>1 (略)</p> <p>2 校長室</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会議や生徒に対する特別指導のための小室や、訪問</p>	<p>6 複合化・高層化への対応</p> <p>(1) <u>公共施設</u>との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第2 学習関係諸室 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設等 (略)</p> <p>第4 生活・交流空間 (略)</p> <p>第5 共通空間</p> <p>1 昇降口、玄関等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 車椅子を利用した移動に支障のない<u>適切</u>な面積、形状等とし、障害のある生徒、教職員及び学校開放時の高齢者、障害者等の利用に支障のないようにすることが重要である。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6 学校間連携・学校開放のための空間 (略)</p> <p>第7 管理関係室</p> <p>1 (略)</p> <p>2 校長室</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会議や生徒に対する特別指導のための小室や、訪</p>	<p>【複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の整理</li> </ul> <p>【用語の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「適当」→「適切」に修正</li> <li>・「身体」を削除</li> </ul> <p>【用語の整理】</p>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>者への対応や教職員との<u>打ち合わせ</u>のできるコーナー等の空間を、室内又は隣接した位置に計画することが望ましい。</p> <p>3～12 (略)</p> <p><b>第5章 詳細設計</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 快適性</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 柔らかで温かみのある<u>教育環境づくり</u>を行うことが重要である。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 内部仕上げ (略)</p> <p>第3 開口部 (略)</p> <p>第4 外部仕上げ (略)</p> <p>第5 学校用家具 (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p> <p><b>第6章 屋外計画</b> (略)</p>	<p>問者への対応や教職員との<u>打合せ</u>のできるコーナー等の空間を、室内又は隣接した位置に計画することが望ましい。</p> <p>3～12 (略)</p> <p><b>第5章 詳細設計</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 快適性</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 柔らかで温かみのある<u>施設づくり</u>を行うことが重要である。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 内部仕上げ (略)</p> <p>第3 開口部 (略)</p> <p>第4 外部仕上げ (略)</p> <p>第5 学校用家具 (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p> <p><b>第6章 屋外計画</b> (略)</p>	<p>・「打ち合わせ」→「打合せ」に修正</p> <p>【用語の整理】</p> <p>・「教育環境づくり」→「施設づくり」に修正</p>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p><b>第7章 構造設計</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造 (略)</p> <p>第3 基礎 (略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進 (略)</p> <p>第5 その他 (略)</p> <p><b>第8章 設備設計</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 照明設備 (略)</p> <p>第3 電力設備 (略)</p> <p>第4 情報通信設備 1～3 (略)</p> <p>4 情報系設備</p>	<p><b>第7章 構造設計</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 木材が持つ優れた性能・効果等によって、温かみと潤いのある学習環境・生活環境等を確保するため、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することも有効である。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造 (略)</p> <p>第3 基礎 (略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進 (略)</p> <p>第5 その他 (略)</p> <p><b>第8章 設備設計</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 照明設備 (略)</p> <p>第3 電力設備 (略)</p> <p>第4 情報通信設備 1～3 (略)</p> <p>4 情報系設備</p>	<p><b>【木材利用】</b></p> <p>・JIS A 3301「木造校舎の構造設計標準」の全面改正(平成27年3月)を受け、木材の性能・効果等を踏まえ、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することについて記載</p>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(1) 校内電話、<u>インターフォン</u>、ファクシミリ、校内LAN、テレビ会議等の設備は、利用目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保できるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。</p> <p>(2)～(8)</p> <p>第5 給排水設備 (略)</p> <p>第6 空気調和設備 (略)</p> <p>第7 防災設備 (略)</p> <p>第8 その他の設備 (略)</p> <p><b>第9章 防犯計画</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策 (略)</p> <p>第3 建物の防犯対策 (略)</p> <p>第4 防犯監視システムの導入 (略)</p> <p>第5 通報システムの導入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連絡システム (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡、情報管理、報道</p>	<p>(1) 校内電話、<u>インターホン</u>、ファクシミリ、校内LAN、テレビ会議等の設備は、利用目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保できるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。</p> <p>(2)～(8)</p> <p>第5 給排水設備 (略)</p> <p>第6 空気調和設備 (略)</p> <p>第7 防災設備 (略)</p> <p>第8 その他の設備 (略)</p> <p><b>第9章 防犯計画</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策 (略)</p> <p>第3 建物の防犯対策 (略)</p> <p>第4 防犯監視システムの導入 (略)</p> <p>第5 通報システムの導入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連絡システム (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡、情報管理、報</p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「インターフォン」→「インターホン」に修正</p> <p>【用語の整理】</p>

高等学校施設整備指針(改訂前)	高等学校施設整備指針(改訂後)	備 考
<p>対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め、通信機器等の設備や<u>打ち合わせ</u>スペース等を確保しておくことも有効である。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>第6 その他</b> (略)</p>	<p>道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め、通信機器等の設備や<u>打合せ</u>スペース等を確保しておくことも有効である。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>第6 その他</b> (略)</p>	<p>・「打ち合わせ」→「打合せ」に修正</p>